

秀長さんプロジェクトロゴマーク及びキャッチコピー使用要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送を契機として、主人公である豊臣秀長ゆかりの地である大和郡山市（以下「本市」という。）の歴史、文化及び産業を広く発信し、本市への誘客を促進するとともに、観光振興による地域活性化を図ることを目的とした秀長さんプロジェクトのロゴマーク及びキャッチコピー（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等)

第2条 ロゴマーク等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ロゴマーク 別図のとおり
- (2) キャッチコピー 秀長が残した輪は今もここにある

(使 用)

第3条 ロゴマーク等は、秀長さんプロジェクトに対する機運を高め、本市の魅力を効果的に伝え、地域活性化を図るために使用するものとする。

(権 利)

第4条 ロゴマーク等に関する著作権等の一切の権利は、秀長さんプロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）に属する。

(使用資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も、次条に定めるところによりロゴマーク等を使用することができる。

- (1) 協議会又は本市の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- (2) ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）が、法令又は公序良俗に反する行為を行うおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の政治、宗教、選挙活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人若しくは団体を協議会若しくは本市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのある場合
- (5) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条の風俗営業を営む者が使用する場合
- (7) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (8) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う団体が使用する場合
- (9) 申請者が自己の商標や意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれのある場合

(10) その他、その使用が不適當であると協議会会長（以下「会長」という。）が認める場合

（使用申請）

第6条 申請者は、事前に Web 申請フォームへ必要事項を入力し、ロゴマーク等を使用しようとする状況が分かるもの（様式自由）を添付の上、会長へ申請を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 本市及び本市教育委員会が、その業務の目的で使用する場合

(2) 新聞・テレビ・雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(3) その他会長が特に認めた場合

2 会長は、前項により提出された申請に基づきロゴマーク等のデータを提供する。この場合において、会長は使用に当たり条件を付することができる。

3 前項によるロゴマーク等のデータの提供を受けた者（以下「使用者」という。）は、申請内容のとおりロゴマーク等を使用することができる。ただし、前項において、会長が条件を付した場合は、当該条件の範囲内で使用することができる。

（使用料）

第7条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

（使用期間）

第8条 ロゴマーク等の使用期間は、申請日から令和9年3月31日までとする。ただし、会長は、ロゴマーク等の商標権の存続期間内で、使用期間を延長することができるものとする。

（遵守事項）

第9条 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会長が定めるところによりロゴマーク等を正しく使用すること。

(2) 商標、意匠等の登録出願等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(3) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないよう管理及び監督のために必要な措置を講ずること。

(4) 使用者はロゴマークのデータを適正に管理し、第三者に提供してはならない。

(5) その他、各種法令等を遵守すること。

(6) ただし、協議会が使用する場合に限り、ロゴマーク等のイメージを損なわない程度の範囲において、色の変更など使用方法の一部を変更することができる。

（完成品の確認）

第10条 使用者は、ロゴマーク等を使用した物品等が完成したときは、速やかに Web 報告フォームに必要事項を入力し、完成品写真等、ロゴマーク等の使用状況が分かる資料（自由様式）を添付の上、会長に提出しなければならない。

（違反等に対する取扱い）

第11条 会長は、使用者がこの要綱の規定に違反したときは、ロゴマーク等の使用の差止めの請求又は必要な指示（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合にお

いて、使用者は、ただちにその請求等に従わなければならない。

2 前項の請求等によって使用者に損害が生じた場合においても、協議会はその責任を一切負わない。

(報告義務)

第12条 会長は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

2 使用者は、前項の求めがあった場合、速やかにこれに応じなければならない。

(情報の公開)

第13条 会長は、ロゴマーク等の適正な管理と多くの使用を図る観点及び効果の可視化等のために、使用者から提出された書類の内容等の情報を公開することができる。

(損失補償等の責任)

第14条 協議会は、ロゴマーク等の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする

2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

4 使用者は、ロゴマーク等の使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに会長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。この場合において、協議会は、損害賠償、損失補償その他法律上一切の責任を負わない。

(補 則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月22日から施行する。

